

○別府市情報公開条例

平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日

条例第 2 4 号

別府市情報公開条例（平成 1 1 年別府市条例第 1 号）の全部を次のように改正する。

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 公文書の公開（第 5 条―第 1 3 条）

第 3 章 審査請求等

第 1 節 諮問等（第 1 3 条の 2―第 1 7 条）

第 2 節 別府市情報公開審査会（第 1 8 条―第 2 5 条）

第 4 章 情報提供の推進（第 2 6 条・第 2 7 条）

第 5 章 出資法人等及び指定管理者の情報公開の推進（第 2 8 条・第 2 8 条の 2）

第 6 章 雑則（第 2 9 条―第 3 3 条）

附則

市が保有する情報の公開は、市民の市政への信頼を確保し、公正で民主的な市政を確立するために不可欠なものである。また、市が保有する情報は、広くかつ適正に活用されることにより、豊かな地域社会の形成に役立てられるべきものである。

このような理解の下に、市の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護しつつ、公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、「知る権利」の実効的な保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、地方自治の健全な発展に寄与するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに

に、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政の公開性の向上と市民の市政への一層の参加を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と信頼の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長(上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、競輪事業管理者、消防長及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 別府市立図書館その他これに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存しているもの

ウ 文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録

(一部改正〔令和元年条例58号・4年7号・5年45号〕)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるよう、この条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとする

ものは、この条例の目的に即した適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条

第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項の規定により市長が調査権等を有する法人の役員又は職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役員又は職員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(1)の2 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この

号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国の機関、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等又は他の地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事

務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関、国の機関、独立行政法人等又は他の地方公共団体の機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

(一部改正〔平成25年条例2号・27年2号・29年29号・令和5年1号〕)

(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に、非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、非公開情報に係る部分を除いた部分について公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否

かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する決定等）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、公開請求に係る公文書の全部を公開する場合で、公開請求があった日に公文書を公開するときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の場合において、公文書の一部を公開するとき、又は全部を公開しないときは、その理由を付記しなければならない。この場合において、当該公文書に記録されている情報が非公開情報に該当しないこととなる期日が明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。

4 第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

5 実施機関はやむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をすることができないときは、その期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を公開請求者に書面により通知しなければならない。

6 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の

部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第4項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 公開請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（一部改正〔令和5年条例1号〕）

(公文書の公開の実施方法)

第12条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による公文書の公開にあっては、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、同項に定める公文書の公開では公開の目的が達成できないと認める相当の理由があるときは、点字に翻訳したものを閲覧に供し、若しくは交付し、又は公文書を朗読する等の方法により公開することができる。

(法令等との調整)

第13条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第3章 審査請求等

(全部改正〔平成28年条例2号〕)

第1節 諮問等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第13条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(追加〔平成28年条例2号〕)

(審査会への諮問)

第14条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別府市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(全部改正〔平成28年条例2号〕)

(諮問をした旨の通知)

第15条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(一部改正〔平成28年条例2号〕)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第16条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（一部改正〔平成28年条例2号〕）

（苦情の処理）

第17条 実施機関は、公文書の公開その他この条例に定める情報公開の運営について不服のあるものから苦情の申出があった場合は、迅速かつ公正に処理するものとする。

2 前項の規定により苦情を処理する場合において、実施機関が必要と認めるときは、別府市情報公開審査会の意見を聴くものとする。

第2節 別府市情報公開審査会

（別府市情報公開審査会）

第18条 次に掲げる事務を行うため、別府市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 第14条第1項の規定により諮問された事項について調査審議すること。

(2) 前条第2項の規定により意見を求められた苦情の申出について意見を述べること。

(3) 情報公開の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、又は建議すること。

2 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（一部改正〔平成28年条例2号〕）

（審査会の調査権限）

第 19 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、第 17 条第 2 項の規定により意見を求められた場合において、同条第 1 項の苦情の申出に関し、苦情の申出をしたものに意見書又は資料の提出を求めること、その知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（一部改正〔平成 28 年条例 2 号〕）

（意見の陳述）

第 20 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（一部改正〔平成 28 年条例 2 号〕）

（意見書等の提出）

第 21 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出するこ

とができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(一部改正〔平成２８年条例２号〕)

(提出資料の閲覧等)

第２２条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒んではならない。

２ 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付を求められたときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

３ 審査会は、第１項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(一部改正〔平成２８年条例２号〕)

(調査審議手続の非公開)

第２３条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(一部改正〔平成２８年条例２号〕)

(答申書の送付等)

第２４条 審査会は、第１４条第１項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(一部改正〔平成２８年条例２号〕)

(規則への委任)

第２５条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第４章 情報提供の推進

(情報提供の推進)

第 26 条 実施機関は、公文書の公開を実施するほか、市民等が必要とする情報を的確に把握し、その適切かつ有効な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

（行政資料の積極的収集等）

第 27 条 実施機関は、市民等の求めに応じて正確でわかりやすい情報を迅速に提供するため、刊行物その他の行政資料を積極的に収集し、適正な管理を行うとともに、閲覧のための施設の充実及び行政資料の目録の整備に努め、広く市民等の利用に供するものとする。

第 5 章 出資法人等及び指定管理者の情報公開の推進

（一部改正〔平成 17 年条例 24 号〕）

（出資法人等の情報公開の推進）

第 28 条 市が出資等を行う法人で実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その設立目的、業務内容等に応じ、当該出資法人等の保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の保有する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講じなければならない。

（一部改正〔平成 17 年条例 24 号〕）

（指定管理者の情報公開の推進）

第 28 条の 2 指定管理者（市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する公の施設の管理に関する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者の保有する公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講じなければならない。

（追加〔平成 17 年条例 24 号〕）

第 6 章 雑則

（適用除外）

第 29 条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律（平成１１年法律第４３号）により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は適用しない。

（公文書の目録の作成）

第３０条 実施機関は、公文書を迅速かつ的確に検索することができるよう、公文書の目録を作成して市民等の利用に供するものとする。

（運用状況の公表）

第３１条 市長は、毎年１回実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（費用負担）

第３２条 第１２条の規定により写し若しくは点字に翻訳したものの交付又は第２２条第１項の規定により写しの交付を受けるものは、これらの写し又は点字に翻訳したものの交付に要する費用を負担しなければならない。

（一部改正〔平成２８年条例２号〕）

（委任）

第３３条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の別府市情報公開条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成１１年４月１日以後に作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

（一部改正〔平成２５年条例２号〕）

３ この条例の施行の際現に改正前の別府市情報公開条例第１２条第３項

の規定により別府市情報公開審査会委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、改正後の条例第18条第2項の規定により別府市情報公開審査会委員に委嘱されたものとみなす。

附 則（平成17年6月29日条例第24号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日条例第2号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別府市個人情報保護条例第2条第1号又は別府市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月19日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第58号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日条例第7号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和５年１２月２５日条例第４５号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。